

保護者 様

令和5年 3月15日

神 埼 市 教 育 委 員 会
教 育 長 末 次 利 明
神 埼 市 立 千 代 田 東 部 小 学 校
校 長 五 反 田 康 子

令和5年度以降の学校生活について（通知）

仲春の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より神崎市並びに本校の学校教育についてご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和5年2月10日付けで内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等についての通知がまいりました。これに伴い、本市の小・中学校におきましても、新年度（令和5年4月1日）から、下記のとおり

に教育活動を進めてまいります。
引き続き、ご家庭にも協力していただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

記

1 学校生活について

(1) 保健管理に関すること

- ・ 児童生徒一人一人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とします。なお、感染が拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスク着用をお願いすることがございます。
- ・ 児童生徒の健康観察を十分行うとともに、手洗いやうがいの励行、ハンカチの携行、咳エチケットの指導など基本的な感染症対策を徹底します。
- ・ 教室等のこまめな換気を実施するとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めます。
- ・ 家庭では、登校前に健康状態（検温、風邪症状の有無等）を確認していただき、発熱等のかぜ症状がみられるときは、軽い症状でも自宅で休養させてください。
また、免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるようお願いします。

(2) 児童生徒の出席停止等に関すること

- ・ 新型コロナウイルス感染症（以下、「本感染症」）に係る事由で児童生徒が自宅休養した場合やPCR検査等を受けた場合、濃厚接触者に特定された場合は、出席停止（出席しなくてもよい日、欠席になりません）とします。

(3) 教育課程に関すること

- ・ 出席停止等の場合は、児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じます。

(4) 学校給食に関すること

- ・ 給食前後の手洗いの励行、机を向かい合わせにしない、咳エチケットのためにハンカチ等を机上に準備しておくなど、「学校給食における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に沿って必要な対応を指導します。

(5) 心のケアに関すること

- ・ 本感染症に起因する様々な悩みやストレス等を抱えている児童生徒もいることから、学級担任や養護教諭等を中心とし、心身の健康状況の的確な把握に努め、スクールカウ

ンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなどして関係機関と連携し、適切な支援を行います。

- ・ 児童生徒の状況把握については、ご家庭でもお願いします。ご心配なことは学校へご連絡ください。

(6) 差別やいじめ等の未然防止に関すること

- ・ 教職員一人一人が、本感染症について正しい認識をもち、基本的な感染症対策を含めた対応について理解するとともに、児童生徒の発達段階に応じて適切に指導を行います。
- ・ 児童生徒からの差別やいじめ等の相談については、組織的に対応します。感染者やその家族及び要待機者等に対する偏見や差別が生じないよう、関係者の人権に十分配慮します。

2 学校行事について

- ・ これまで通り、基本的な感染予防対策の徹底を図るとともに、児童生徒等が密集しないように工夫したり、感染状況に応じて、実施時間の短縮や参加人数の制限を行ったりするなど、適切な対策をとったうえで実施します。また、感染状況によっては行事の日程や内容を変更することも考えられます。その際は、事前に連絡させていただきます。

3 部活動について

- ・ 部活動においても、アルコール消毒の徹底や換気の励行等、感染防止対策を十分に行って実施します。
- ・ 神埼市の『部活動の在り方に関する方針』に沿って、練習時間は平日が2時間以内、週休日や祝日は3時間以内とします。
- ・ この方針については、本感染症の感染状況により変更することがあります。変更があった場合には、改めて神埼市の方針をお示しします。

4 児童生徒や教職員の家族に感染の疑いがある場合の対応について

(1) 児童生徒や教職員が以下に該当する場合は登校（出勤）を控えてください。

- ・ 発熱等が続く場合（学校にご連絡ください。）
- ・ 本人や家族に発熱など新型コロナウイルス感染が疑われる症状が出た場合

(2) 児童生徒及び家族の感染が判明した場合、また濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校にご連絡ください。

5 感染等が確認された場合の対応について

(1) 児童生徒・教職員が感染した場合

- ・ 当該児童生徒や教職員は直ちに出席（勤務）停止措置をとります。
- ・ 臨時休校や学年閉鎖、学級閉鎖等については、保健福祉事務所や校医の先生と協議し、『神埼市の休校の判断基準』に基づいて判断します。
- ・ 学校の再開については、保健福祉事務所や校医の先生の指導に従った上で判断します。

(2) 児童生徒・教員等が濃厚接触者に特定された場合

- ・ 当該児童生徒・教員等は直ちに出席（勤務）停止措置をとります。
- ・ 当該児童生徒・教員等のPCR検査等の結果が陽性の場合は、（1）により対応します。